

令和3年2月24日
2食産第5559号

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
動物検疫所長
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

殿

農林水産省食料産業局長
農林水産省消費・安全局長

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から英国及び欧州連合向けに輸出するペットフード等については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙EU-F1「英国及び欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の認定要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、令和3年1月1日に英国が欧州連合から離脱したことに伴い、要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の登録を受けた施設が、英国向けにペットフード等の輸出を希望する場合には、英国の施設登録システムに登録することとする規定を置いたこと。